

社会福祉法人 光志福祉会 行動計画（次世代育成支援対策推進法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年1月1日 ～ 2023年12月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：2023年4月30日までに、丸亀事業所内保育事業を設置・運営する。

【取組内容】

- 2023年1月から 保育職員を採用する。
職員への再周知と保育園利用者の受付開始
- 2023年4月から 開園

目標2：男性職員の育児休業等を取得した者の割合を7%以上かつ女性職員の育児休業等を取得した者の割合を75%以上とする。

【取組内容】

- 2021年1月から 対象職員を把握したときは、管理職員が育児休業の取得を促す。
- 2021年3月までに 当法人において利用可能な両立支援の制度を分かりやすく紹介したチラシを作成する。対象職員を把握した際は、チラシを配布して育児休業取得を促す。

目標3：月平均所定外労働時間を8時間以下とする。

【取組内容】

- 2021年1月から 勤務時間終了後は30分以内に退社するよう、管理職員から各職員に周知する。
本部は、残業申請なく勤務時間終了後30分以上残っている職員のデータを拠点長が把握できるようにする。
拠点長は当該職員に理由を確認し、業務改善が必要かどうかの判断を行う。
- 2021年4月から 残業申請なく勤務時間終了後30分以上残っている職員数の推移をグラフ化し、組織を挙げて取り組みを推進する。